

## 所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和2年8月26日

長崎地方法務局 登記官 田 川 康 司

### 記

- 1 手続番号  
第3100-2020-0002号  
第3100-2020-0010号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
長崎市鳴滝一丁目792番  
長崎市鳴滝二丁目97番